

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第76号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める請願及び日程第8、請願第11号 電源開発促進税の見直しと新たな自然エネルギー促進法の制定を求める請願の2件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第11号 電源開発促進税の見直しと新たな自然エネルギー促進法の制定を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成20年第4回市議

会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、請願第7号 地域医療の拡充を求める請願について申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子浩氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

少子高齢化の進展による医療費の増大、医療ニーズの多様化などにより、我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在、看護師を始めとした医療スタッフの不足の解消は大きな課題となっており、医療過疎や医療の貧困とも言える状況に全国で直面しているが、政府や財政諮問会議等は増大せざるを得ない医療サービスや医療保険財政を歳出抑制の観点のみで乗り切ろうとしている。

昨年末に出された「公立病院改革ガイドライン」では、経営の効率化、再編、ネットワーク化や経営形態の見直しなどのプラン策定を義務づけているが、山形県では公立病院の依存率が高く、再編、ネットワーク化によっては地域医療の低下が懸念される。地域医療は住民の生命、健康に直結する不可欠なライフラインの公共サービスであり、全国民が安心して信頼できる医療を地域で受けられるための政策及び財政措置を講ずるよう、関係機関に意見書提出を求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、置賜病院でも看護師不足が常態化しており、原因の一つに、看護学校が置賜の中に少ないことが挙げられると思う。置賜管内での看護学校として三友堂病院があるが、定員は何人か。また、ほかにはあるか

との質疑がなされ、健康課長からは、三友堂病院の看護師専門学校は把握してない。市の健康課では山形の病院の看護学生の研修を受け入れているが、長井から山形に通っている看護学生が大分いると感じているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、医師や看護師の不足など、この請願で言っている状況は都会の話ではなく、この周辺のことだと思われるが、どのように考えているかとの質疑がなされ、健康課長からは、2004年にインターン制度が変わったことにより、大学が地方の病院から医師を引き上げるという現象が起き、地方での医師不足が生じてきたが、国が医学部の定員を増強するとの方針を出したので、数年はかかるが少しは改善されると思っている。看護師については、看護師の供給実態と実際の職場数を比較していないので、置賜や山形県内でどのくらい需給バランスが崩れているか確認できていないが、欲しい看護師を確保できない状況は確かにあると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、国からの財政支援を受けるだけで問題が解決するか疑問に思っており、病院経営をどのようにしていくかというものが重要だと思う。今回の請願に関して、置賜病院を構成する2市2町や県で何か話をしているかとの質疑がなされ、健康課長からは、置賜病院で経営改善計画をつくらうとしているが、公立病院の役割として不採算部門をどこまで対応すべきか十分に検討しなければならないと思っている。ただ、医療監を始めとした医師の専門的な知識を生かして考える医療体制と、事務方の考える収支も踏まえた医療体制のすり合わせは相当大変だと思っている。今回の請願に関しては、他市町からの相談は受けていないとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、置賜病院にかかっている長井市民の数はふえているのかとの質疑がな

され、健康課長からは、置賜病院の患者数自体が減っており、全国的にも患者の減少傾向が見られるとの答弁を受けたところであります。

質疑終結後、委員から、広域で病院を運営している立場として、本請願をもう少し精査しなければならないと思うので、継続審査とすべきとの動議が出されましたが、賛成少数で否決されました。

討論に入り、委員からは、置賜病院の平均在院日数は、県内の公立病院の中で一番長いが、福祉の充実でもっと短くしなければならないと思う。しかし、高齢化社会を乗り切るには医療の充実は避けられないわけであり、公立病院には不採算な部分も押しつけられるという現状だと思う。また、医師不足の問題においては、医師の数によって患者の数や診療科も限定されることになり、西置賜では出産できるところが置賜病院だけということからも、この地域の行く末がどうなるかと心配になるところである。公立病院に大きく依存している山形県においては、その手当てを十分にしていけないと、病院を運営できない事態が近々に訪れるのではないかと危機感を持っており、本請願には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第10号 障害者自立支援法の抜本的改正を求める請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、本木康仁氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

障害者自立支援法が一昨年4月に施行され、介護給付、訓練等給付などに対する原則1割の応益負担と施設入所にかかわる食費等について

実費負担が導入された。応益負担については、収入状況に応じて月額負担の上限額の設定や各種の軽減措置がとられているが、利用者負担が従前と比べ大幅に増加した。また、施設運営においても一定の激変緩和措置はとられているが、月額報酬単価払い方式へと変更されたことにより、運営費に大きな減収が生じ、改善を求める要望が出されている。見直しの時期を来年に控え、障がい者や施設運営の安定に対する抜本策を講じるべきであり、障害者自立支援法の見直しと拡充に向けて関係機関に意見書提出を求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、請願の中で見直しの時期を来年に控えとあるが、どのような検討をしているか、情報があるかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、見直しの検討事項は示されていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、施設を運営している団体などから、月割り計算から日割り計算となったことにより運営が大変になったとの話はあるかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、せせらぎの家については、予定外の欠席があるとその分が減収となるため、月割り計算のときよりもかなり減収となって大変だとの話を聞いているとの答弁を受け、健康課長からは、市内2カ所のグループホームについて、入院や一時帰宅という場合でない限り減収はないので、影響は出ていないとの報告を受けている。また、フラワーほっとについては、NPO法人となり施設の運営時間が伸びたことで、前の制度に比べて収入減はないとの報告を受けているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、障害者自立支援法は施行された当初からいろいろ問題視されており、施設運営が容易でなくなったという話を聞いていることから、以前のように月割り計算に改めるべきだと思う。また、原則1割の応益負担や職員の実費負担についても、授産施設で作

業を行ったとしてもその収入は十分でなく、個人負担が多くなったことから見れば、障がい者にとっては利用しにくい制度であると思う。よって、見直しの時期を来年に控えており、この請願を採択して意見書を提出することは大切であると思うことから、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、請願第7号 地域医療の拡充を求める請願及び日程第10、請願第10号 障害者自立支援法の抜本的改正を求める請願の2件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、請願第7号 地域医療の拡充を求める請願の1件について、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、請願第7号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第10号 障害者自立支援法の抜本的改正を求める請願の1件について、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第10号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫産業・建設常任委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成20年第4回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め開催しております。

それでは、議案第71号 市道路線の認定について及び議案第72号 市道路線の廃止についての2件について申し上げます。

議案第71号は、株式会社丸秀が新設した道路を含めた1路線を市道として新たに認定するために提案されたものであり、議案第72号は、株式会社丸秀と市道用地の一部を交換、譲渡することに伴い、道路1路線を廃止するために提案されたものであります。

なお、本議案2件につきましては、関連があることから一括して審査を行ったところであります。

審査に当たり、建設課長から、成田工業団地内にある株式会社丸秀から、市道下川原線の用地の一部を譲り受けたい旨の申し出があった。

この申し出を受けて、原因者の負担によって代

替となる新たな道路を整備していただき、当該道路を市道町屋川原線として認定し、現在の市道下川原線を廃止する方向で手続を進めてきたところである。このたび竣工検査が終了し、準備が整ったことから提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、現場を確認し、工場用地と道路用地が併用されているような部分があり、安全性の観点から、道路標識等が必要ではないかと感じたが、何か対策を考えているかとの質疑がなされ、建設課長からは、現在は株式会社丸秀の自主規制の中で安全を確保しているようなところがあるが、徐行の看板のようなものを設置することで対応したいと思っていると回答を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、境界となる施設がない状態で、工場用地と道路用地が隣接している部分があるが、企業側とも十分協議して、グラウンドを利用する皆さんの安全が確保できるよう気を配っていただきたいことを申し上げながら、本議案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本議案2件は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 原油・生産資材価格高騰に関する緊急対策に向けた請願及び請願第8号 石油、肥料、飼料、農業資材の高騰対策の実施を求める請願の2件について申し上げます。

請願第4号は、山形おきたま農業協同組合経営管理委員会会長、木村敏和氏及び山形おきたま農協農政対策本部本部長、木村敏和氏から、請願第8号は、長井市農民連会長、遠藤重夫氏から提出されたものであります。

なお、本請願2件につきましては、関連があることから一括して審査を行ったところであります。

その趣旨とするところは、原油価格や穀物価